資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千万円減少し減少する資本金の全部を資本準備金とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.kanetsufx.co.jp/kaisha/zaimu.htm

平成二十七年六月十七日

東京都中央区日本橋久松町一二番八号

カネツFX証券株式会社

代表取締役　若林　正俊

資本金の額の減少公告

当法人は、資本金の額を五百万円減少して五百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月十七日

東京都港区南青山一丁目四番二号

有限責任監査法人ハルタ

社員　治田　秀夫

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年七月二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年六月十七日

大阪市中央区南船場四丁目一二番二一号

株式会社バルニバービ

代表取締役　佐藤　裕久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年七月二日付で株券を発行する旨の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月十七日

京都市伏見区羽束師古川町二三六番地一

ホーセック株式会社

代表取締役　毛利　正幸

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である井藤雪子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十七年六月十七日

広島県広島市中区袋町五―二七

entraide, Inc.

日本における代表者　井藤　雪子

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市春敲町三丁目二〇番地、最後の住所埼玉県狭山市入間川二の六の三

被相続人　亡　川出　正雄

右被相続人は平成二十七年三月二十七日死亡しその相続人は平成二十七年六月八日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日

埼玉県狭山市つつじ野一の六の二〇一

相続財産管理人　川出　拓史

限定承認公告

本籍東京都文京区本駒込二丁目二九番地、最後の住所東京都世田谷区上用賀一―一〇―一四―三〇六

被相続人　亡　押谷　理

右被相続人は平成二十七年二月六日死亡し、その相続人は平成二十七年六月一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日

東京都杉並区和田二―五―一―七〇三

相続財産管理人　押谷　雄一

限定承認公告

本籍東京都中央区築地三丁目一番地、最後の住所神奈川県横浜市磯子区洋光台二丁目一番六―一〇五号

被相続人　亡　島　修太郎

右被相続人は平成二十七年二月十二日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日

神奈川県横浜市磯子区洋光台二丁目一番六―一〇五号

相続財産管理人　島　晴美

限定承認公告

本籍滋賀県守山市守山六丁目三番、最後の住所滋賀県大津市本宮二丁目八番五〇号原田マンション一〇一

被相続人　亡　池内　正己

右被相続人は平成二十七年二月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年六月三日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日

滋賀県大津市浜大津三丁目二番一号紀伊方

相続財産管理人　池内久美子

限定承認公告

本籍京都市左京区松ヶ崎柳井田町二七番地、最後の住所京都市北区上賀茂深泥池町六四番地六

被相続人　亡　井上　秀男

右被相続人は平成二十六年八月六日死亡し、その相続人は平成二十七年六月一日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日

京都市北区紫野上門前町八―一五

相続財産管理人　丸谷　博

限定承認公告

本籍沖縄県名護市字仲尾次三二三、最後の住所沖縄県那覇市首里石嶺町二―三六―一

被相続人　亡　新城　幸勝

右被相続人は平成二十六年八月二十七日死亡し、その相続人は平成二十七年四月二十一日那覇家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日

沖縄県那覇市首里石嶺町二―三六―一

相続財産管理人　新城由美子

正　誤

平成二十六年四月十八日（号外第八十八号）公布法律第二十四号株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法附則第一条中「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第　号）」は、平成二十六年六月二十七日（号外第百三十二号）公布法律第六十九号行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十八号）」となった。

同年六月十三日（号外第百三十二号）公布法律第六十九号行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第四条中「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）」は、平成二十六年六月十八日電気事業法等の一部を改正する法律の公布により「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）」となった。

同年六月二十七日（号外第百四十四号）公布法律第八十九号行政書士法の一部を改正する法律附則第二項中「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第　号）」は、平成二十六年六月十三日行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布により「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）」となった。

内閣官房官報報告主任

（原稿誤り）

目次及び本文において平成二十七年四月八日外務省告示第百二十一号を削除する。

ページ	段	行	誤	正
一二一			九洋相続人　亡　[illegible]田　[illegible]夫	洋相続人　亡　[illegible]田　[illegible]夫

（原稿誤り）

平成二十七年五月七日掲載の神戸家庭裁判所に係る平成二十七年（家）第三六五号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十七日付第一三五号九　月十六日付衆会第一六号二

六ページ●同日付政府調達第一一二号二四ページ●四　四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）